

**別表第2(第15条関係)**

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

該当条項	徴収猶予項目	基準	猶予期間	摘要
条例第7条第1号	係争中の土地	判決等により係争理由の解決のときまで		裁判所の係争中であることを証する証明書を取得できるもの
	田、畑、山林、原野及び池沼	田、畑、山林、原野及び池沼以外として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまで		土地の現況が田、畑、山林、原野及び池沼である場合
条例第7条第2号	震災及び風水害の場合	3割以上の被害	2年以内	地方公共団体で罹災証明の取得できるもの
		6割以上の被害	3年以内	
	火災の場合	3割以上の被害	2年以内	消防署で罹災証明の取得できるもの
		6割以上の被害	3年以内	
	盗難の場合	50万円以上の被害	1年以内	警察で盗難届証明の取得できるもの
		100万円以上の被害	2年以内	
受益者又は受益者と生計を一にする親族が疾病又は負傷し、負担金の納付が困難であると認められる場合	1年以上の療養期間	2年以内	医師の証明書が取得できるもの	
	3年以上の療養期間	3年以内		
条例第7条第3号	その他	1 現況が単独の雑種地で、建物を建築する予定がない土地 2 生活保護世帯又はこれと同程度の生活事情を有する者が所有する土地 3 土地の所有者が変更される場合において、負担金の納付を承継できる土地 4 前3項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた土地		